

平成28年第2回東京都北区教育委員会臨時会

|       |                      |                      |  |
|-------|----------------------|----------------------|--|
| 会議月日  | 平成28年3月29日(火)午後1時30分 |                      |  |
| 開催場所  | 北区教育委員会室             |                      |  |
| 出席委員  | 教育長 清正浩靖             | 委員 森岡謙二              |  |
|       | 委員 森下淑子              | 委員 加藤和宣              |  |
|       | 委員 檜垣昌子              | 委員 嶋谷珠美              |  |
| 欠席委員  |                      |                      |  |
| 事務局職員 | 事務局次長                | 教育政策課長(教育未来館長)       |  |
|       | 学校改築施設管理課長           | 学校支援課長               |  |
|       | 学校地域連携担当課長           | 教育指導課長               |  |
|       | 教育改革・教育支援担当副参事       | 生涯学習・スポーツ振興課長        |  |
|       | スポーツ施策推進担当課長         | 東京オリンピック・パラリンピック担当課長 |  |
|       | 体育協会事務局長             | 飛鳥山博物館長              |  |
|       | 中央図書館長               |                      |  |
|       | 学校適正配置担当部長           | 学校適正配置担当課長           |  |

会議に付した議案並びに審査結果

| 日程 | 議案番号 | 提案内容  | 結果 |
|----|------|---|----|
| 1  | 15号  | 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則                                | 承認 |
| 2  | 16号  | 東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則                                   | 承認 |
| 3  | 17号  | 東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則                                      | 承認 |
| 4  | 18号  | 東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則                                   | 承認 |
| 5  | 19号  | 東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則               | 承認 |
| 6  | 20号  | 東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則                                     | 承認 |
| 7  | 21号  | 東京都北区教育未来館設置条例施行規則の一部を改正する規則                                  | 承認 |
| 8  | 22号  | 東京都北区立学校適正規模等審議会条例施行規則の一部を改正する規則                              | 承認 |
| 9  | 23号  | 東京都北区立岩井学園管理事務所処務規則の一部を改正する規則                                 | 承認 |
| 10 | 24号  | 東京都北区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則                                   | 承認 |
| 11 | 25号  | 東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る事務の委任についての一部改正 | 承認 |

|    |     |  |    |
|----|-----|--|----|
| 12 | 26号 | 東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正                            | 承認 |
| 13 | 27号 | 東京都北区学校衛生管理者等設置規程の一部改正                               | 承認 |
| 14 | 28号 | 東京都北区学校衛生委員会設置規程の一部改正                                | 承認 |
| 15 | 29号 | 東京都北区幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正                         | 承認 |
| 16 | 30号 | 東京都北区体育館条例施行規則を廃止する規則                                | 承認 |
| 17 | 31号 | 東京都北区立体育施設条例施行規則を廃止する規則                              | 承認 |
| 18 | 32号 | 東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則を廃止する規則                      | 承認 |
| 19 | 33号 | 東京都北区スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則                           | 承認 |
| 20 | 34号 | 東京都北区立児童館処務規程  | 承認 |
| 21 | 35号 | 東京都北区立保育所処務規程  | 承認 |
| 22 | 36号 | 東京都北区男女共同参画センター処務規程                                  | 承認 |
| 23 | 37号 | 東京都北区子ども家庭支援センター処務規程                                 | 承認 |
| 24 | 38号 | 東京都北区育ち愛ほっと館処務規程                                     | 承認 |
| 25 | 39号 | 東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程                          | 承認 |
| 26 | 40号 | 東京都北区立岩井学園条例施行規則の一部を改正する規則                           | 承認 |
| 27 | 41号 | 東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 承認 |
| 28 | 42号 | 東京都北区立十条台温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則                     | 承認 |
| 29 | 43号 | 東京都北区立那須高原学園条例施行規則の一部を改正する規則                         | 承認 |
| 30 | 44号 | 東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則                         | 承認 |
| 31 | 45号 | 東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則                          | 承認 |
| 32 | 46号 | 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則                         | 承認 |
| 33 | 47号 | 東京都北区教育委員会非常勤職員の勤務時間等に関する規程の廃止                       | 承認 |
| 34 | 48号 | 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則                  | 承認 |

|    |     |                                     |    |
|----|-----|-------------------------------------|----|
| 35 | 49号 | 学校職員服務取扱規定の一部改正                     | 承認 |
| 36 | 50号 | 東京都北区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則 | 承認 |
| 37 | 51号 | 東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について       | 承認 |
| 38 | 52号 | 東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について               | 承認 |

| 日程 | 報告事項 | 報告内容                            | 結果 |
|----|------|---------------------------------|----|
| 39 | 15号  | 西浮間小学校における「くい工事」の安全確認について       | 了承 |
| 40 | 16号  | 平成27年度親子きずなづくり事業の実施結果について       | 了承 |
| 41 | 17号  | 平成28年度・29年度北区スポーツ推進委員委嘱者の追加について | 了承 |
| 42 | 18号  | 滝野川第六小学校・紅葉小学校統合推進委員会の設置について    | 了承 |
| 43 | 19号  | 後援・共催事業に関する報告                   | 了承 |

平成28年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成28年3月29日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、平成28年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第15号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」から、日程第25、第39号議案「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程」までを一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、説明に入ります前に、申しわけございません、第31号議案でございます。こちらに誤植がございました。第31号議案をおめくりいただきますと、付則がございます。付則の「この規則は平成28年4月」の「月」が二つ重なっております。申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

第15号議案から第39号議案までにつきましては、組織改正に関する規則及び規程となっております。

最初に、第15号議案をお開きいただきたいと存じますが、お手元に、この組織改正関係につきましては、組織図も参考資料としてお配りしてございますので、こちらをあわせてごらんになりながら、説明をお聞きいただければと存じます。

第15号議案につきましては、補助執行に関する規則でございます。

おめくりいただきまして、最後の2ページになります。説明欄でございます。

教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、区長部局へ補助執行させる事務について、区長と協議が整ったため、この規則案を提出するものでございます。

補助執行につきましては、法令等によりまして、実施する部署が定められている事務。教育委員会の事務というふうな形に、この件の場合はなっておりますが、この権限者等の移動を伴わずに、ほかの部署、今回、区長部局でございますが、事務を補助的に執行させるという制度でございます。こちらの協議が整った旨の規則ということでございます。

1ページにお戻りいただきますと、第1条に、地方自治法の定めによって、こうした対応ができるということの趣旨でございます。

第2条に3点、今回、協議が整いました事務に関しての内容が示されてございます。

学校の施設の管理につきましては、教育委員会が当然行っていくということで、組織改正がございまして変更はありませんが、学校の体育館ですとか校庭等、スポーツ利用などで区民が利用する場合の事務を区長部局に補助執行をさせるという形での対応をするというものでございます。

事案の先決、第3条でございます。それぞれ掲げる事務、こちらの専決の規定に基づ

いての対応をしていくというものでございます。

また、2ページの第4条、補足として、この規則の施行について必要な事項は別に定めていくというものでございます。

こちらが第15号議案の内容でございます。

引き続き、第16号議案をお開きいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則ということで、20ページまでお進みいただきたいと存じます。20ページの説明欄でございます。

組織改正に伴います規定整備を行うための、こちらの規則案を提出するという事になっております。

21ページから新旧対照表がございます。新たな組織体制の改正後、上段でございます。現行の下段ということでの、それぞれ変更させていただく部分、組織改正で変更になる部分に傍線を引かせていただいております。21ページ以降、それぞれの所管にわたりましてページ数、多くございますが、最終の34ページまでそれぞれお示しさせていただいているものでございます。

こちらが、第16号議案の内容となっております。

続きまして、第17号議案でございます。

同じく組織改正に関係いたします東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございます。こちらにつきましても、5ページの説明欄に組織改正に伴う規定整備ということでお示ししてございますが、6ページ以降、先ほどと同様に上段に改正後、下段に現行ということでございます。それぞれ変更の部分は傍線を引かせていただいております。こちら、それぞれの公印等の変更につきまして、12ページまで新旧対照表でお示しさせていただいております。

こちらが、第17号議案でございます。

第18号議案から第29号議案につきましては、今回の組織改正に伴います、例えば次長制が教育振興部と子ども未来部、二部制になります。また、課名の変更等がございますので、そちらに関係いたします規程の整備ということになっております。

第18号議案「東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則」でございます。新旧対照表の2ページをお開きください。

先ほどと同様、上段が改正後で現行が下段でございます。ただいま説明いたしましたように、「次長」のところが「部長」となっております。

あわせまして、最後の第7条でございますが、現在の決裁事案及び先決事案のうち、必要があると認められる事案については、「次長は教育長に、課長は次長に」というところを、「直ちに上司に報告しなくてはならない」というふうに改めさせていただいているものでございます。

こちらが、第18号議案でございます。

第19号議案「東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

先ほどと同様の内容でございますが、「次長」を「部長」に改めさせていただいてい

るものです。

こちらが第19号議案となっております。

第20号議案「東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則」につきまして、最後の2ページ、「次長」のところを「教育振興部長」に改めたものとなっております。

それから、21号議案「東京都北区教育未来館設置条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。同じく最終の2ページのところでございます。

これは、教育未来館の設置条例に関します貸し出し施設の体育館についてでございます。下段が現行、上段が改正後ということで、新組織での改正というふうな内容となっております。

第22号議案「東京都北区立学校適正規模等審議会条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。同じく最終ページ。

現行の「学校適正配置担当課長」を「教育振興部学校適正配置担当課長」に変更するものでございます。

続きまして、第23号議案「東京都北区立岩井学園管理事務所処務規則の一部を改正する規則」でございます。

現在の岩井学園の管理事務所処務規則でございますが、「学校支援課長」という現行を「教育振興部学校支援課長」と改めさせていただくものでございます。

続きまして、第24号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則」でございます。

同じく最終ページでございますが、「教育振興部」というのを入れさせていただくものでございます。

続きまして、第25号議案「東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る事務の委任についての一部改正」でございます。同じく最終ページ。

「次長」を「教育振興部長」に改めさせていただくものでございます。

第26号議案「東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正」についてでございますが、こちらにつきましては3ページのほうをお開きいただきますと、それぞれ、園長、これは幼稚園長でございます。また、次長、それぞれ上段のほうに新しい組織体制に基づいて改めさせていただきます。

同じく第5条につきましては、「次長」が「所属の部長」、それぞれ4ページ、5ページにわたりまして、左側が現行の名札、それで改正後が新たな様式での名札という形で定めさせていただいております。

こちらが第26号議案でございます。

第27号議案「東京都北区学校衛生管理者等設置規程の一部改正」についてでございます。やはり最終ページでございます。

それぞれ「次長」というふうな、現在の第4条の定めを「教育振興部」等に改めさせていただくものでございます。

また、続きまして第28号議案「東京都北区学校衛生委員会設置規程の一部改正」についてでございます。

学校衛生委員会の規定でございますが、「教育振興部」というものを改正後のところに入れさせていただいたものです。

第29号議案「東京都北区幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」でございます。同じく最終2ページでございます。

それぞれ、「次長、教育政策課長、学校支援課長及び教育指導課長」というところを、教育振興部のそれぞれの各課長というふうに改めさせていただいております。

続きまして、第30号議案でございます。こちらから第33号議案までの4議案につきましては、スポーツに関する事務が組織改正によりまして区長部局に移ることによりまして、これまでございました規則を廃止させていただくという内容になっております。それぞれ、説明欄等にそうした記載をさせていただいております。第30号議案「東京都北区体育館条例施行規則を廃止する規則」、第31号議案「東京都北区立体育施設条例施行規則を廃止する規則」、第32号議案「東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則を廃止する規則」及び第33号議案「東京都北区スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則」につきましては、そのような内容のものとなっております。

続きまして、第34号議案から第39号議案についてでございます。

今度は、新たに4月から教育委員会の組織に位置づけられることとなります子ども未来部各課の処務規程となっております。

まず、第34号議案「東京都北区立児童館処務規程」でございます。

ページをおめくりいただきますと、第1条に掌理事項から、それぞれ処務規程が3ページにわたりまして記載させていただいております。

続きまして、第35号議案「東京都北区立保育所処務規程」は児童館と同様の処務規程でございますが、保育所に関する処務規程となっております。

続きます、第36号議案につきましては、東京都北区男女共同参画センター処務規程ということで、それぞれ内容をお示しさせていただいております。

第37号議案につきましては、同様に東京都北区子ども家庭支援センター処務規程でございます。

また、第38号議案、東京都北区育ち愛ほっと館処務規程、同様でございます。

第39号議案、東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程で、同様の規程整備を行わせていただいたものでございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。いずれも組織改正に伴います規程の整備という中身だと思いますけれども、本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することと決定させていただきます。  
次に、日程第26、第40号議案「東京都北区立岩井学園条例施行規則の一部を改正する規則」から、日程第31、第45号議案「東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則」までを一括して議題に供します。  
事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第40号議案から第45号議案までの6議案についてでございます。  
こちらは行政不服審査法が全面改正されまして、それに伴う規程の整備でございます。  
行政不服審査法につきましては、行政庁がいたしました処分ですとか決定、こうしたことに対しまして不服等がある場合に審査請求などを行うことができる旨のお知らせ。よく見ますのは、納税通知書などにも何日以内に不服がある場合、申し立てできますというような内容が書かれていると思えますけれども、そういう記載をすることになっておりますのが、この行政不服審査法に基づく対応となっております。  
この行政不服審査法でございますが、行政庁の処分ですとか決定された行為に対しまして不服申立の一般法となっております、訴訟と比べまして簡易・迅速な手続により、国民の権利・利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという目的のためにつくられているものでございます。  
この制度につきましては、昭和37年に法が施行されて以来、この平成26年に初めて全面改正されたということで、この平成26年に公布されておりまして、2年を超えない時期、28年6月になりますけれども、この時期を施行時期というふうに定められております。  
今回の改正につきましては、使いやすさの向上を、この制度を使いやすくするというところで大きく2点ございます。  
まず、1点目でございますが、これまでは処分庁に対しまして直接申し立てます、異議申立という制度と、処分庁以外の行政庁、原則、直近の行政庁に対しまして審査請求を行うという制度が二本立てになっておりました。今回、この制度を審査請求の制度に一本化するというもの、これが1点目の改正点でございます。  
また、もう一点の改正点でございますが、この審査請求ができる期間は60日以内という定めでしたが、期間が3カ月間に延長されるという、この2点でございます。  
このほかに、今回の規則改正につきましては、別の内容が1点ございます。平成16年、さかのぼってしまうのですが、こちらに行政事件訴訟法の改正がございまして、実



は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第56条という条文が追加された経緯がございます。この内容はどのようなものかと申しますと、例えば教育委員会が行いました処分または裁決等に関して、北区を被告として訴訟が起こされた場合には、北区教育委員会が北区を代表するという、そうした定めが追加されたということでございます。これは議会等も同様で、北区が訴えられたというような場合には、その当事者はきちんとどこになるのかということを決めた改正でございました。

そうした時期に、本来ですと、その内容に沿った規程の整備を行うべき内容でございましたが、今回、その趣旨に沿った規程整備をさせていただく内容が出てまいりましたので、あわせて改正させていただくものでございます。

この6議案でございますが、この6議案のうち全て第40号議案から第45号議案、同一でございませんで、その3要素のうち2要素だけということもございます。2項目もそれぞれ内容が行政不服審査法の内容だけだったり、あるいは3項目全てだったり、それぞれ異なってまいりますが、今、総論申し上げたような形での改正が、この第40号議案から第45号議案の改正内容となっております。

それでは、最初に第40号議案「東京都北区立岩井学園条例施行規則の一部を改正する規則」をご説明させていただきます。

2ページをお開きいただきますと、この説明欄に先ほど申し上げましたように、行政不服審査法の施行に伴います規定整備での規則案の提出ということになっております。

1ページにお戻りいただきますと、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました60日を3カ月という期間にする部分と、それからもう一つ、代表する者は東京都北区長というふうなこれまでの定めを、先ほど3項目めで説明させていただいたものでございますが、代表する者は東京都北区教育委員会というふうに改めさせていただく内容となっております。

おめくりいただいて、3ページの次のところに、それぞれ、左側が現行、右側が改正後ということに変更される場所については下線を引かせていただいております。そうした、いわゆる教示をする様式に定められております内容の変更ということになっております。

こちらが第40号議案でございます。

続きまして、41号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

こちら1枚おめくりいただきますと、こちらの変更につきましては期間の変更という内容1点でございます。後ろに新旧対照表をつけさせていただいておりますので、後ほどご確認をいただければと思っております。

第42号議案「東京都北区立十条台温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

1ページ目でございますが、こちらにつきましては期間の変更、先ほど申し上げました異議申立が審査請求に一本化されるもの、それから北区長を東京都北区教育委員会に改めると、3要素全て入ったものとなっております。

こちらが第42号議案でございます。

第43号議案「東京都北区立那須高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」で

ざいます。

1ページをおめくりいただきますと、前の案件と同様に、全ての3要素が含まれたものとなっております。

続きまして、第44号議案「東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらにつきましては、それぞれ第1号様式の5の裏のほうは3要素、それから第11号様式と第12号様式が期間の変更、それから裏に参りまして代表する者の変更ということで、それぞれお示しさせていただいたとおりでございます。

続きまして、第45号議案「東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらにつきましては、1ページおめくりいただきますと期間の変更と当事者が東京都北区教育委員会に改めるという内容となっております。

以上、ご説明とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございます。期間の変更なんですけど、60日を3カ月という変更なんですけど、期間を延ばすということにどういう意味があるのかなというふうに、ちょっと不思議に感じるんですけど。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 こちらにつきましては、いろんな不服等を申し立てる制度でございますので、期間、長ければ長いほどいいという趣旨ではございませんが、果たして現行の60日という期間が3カ月になってどれだけの方たちが救済されるかというのは、定かではございませんが、できるだけこの制度が利用しやすいようにということで、期間を3カ月に延ばしたというふうに、承っております。

清正教育長 趣旨としては、基本的には権利擁護の期間を延ばすということですね。

檜垣委員 はい、わかりました。

清正教育長 いかがでしょうか、ほかに。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件について特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第32、第46号議案「東京都北区教育委員会非常勤職員の勤務時間等に関する規程の廃止」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

第46号議案について、ご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、説明欄をごらんいただきたいと存じます。

これまで、北区におきましては各所管課で非常勤職員の任用ですとか勤務条件等の取り扱いをしてまいりましたが、それぞれ異なる状況が見受けられておりますことから、お示しのとおり公平性、公正性、統一性を保持するため、これらの取り扱いについて統一的な内容とするよう、総務課のほうから通知があり、モデル要綱の提示があったところでございます。

そうしたことから、非常勤職員の任用及び勤務条件等の取り扱いにつきましては、各課におきまして要綱を制定することにいたしましたため、非常勤職員の一部の職の勤務時間等に関して規定しておりました東京都北区教育委員会の非常勤職員の勤務時間等に関する規程を廃止する必要があるため、この訓令案を提出するというものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、特に、反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第33、第47号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」から、日程第36、第50号議案「東京都北区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則」までを一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第47号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、行政不服審査法等の施行により、行政処分に関して行政庁に不服を申し立てる手続が原則として審査請求に一元化されたことに伴い、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則において、不服申立を規定している様式について整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

恐れ入りますが新旧対照表4ページ、5ページをお開きください。

ここの中で、現行で、給与に関する条例第29条で期末手当の一時差止処分を規定しておりまして、本規則第9条で処分の具体的な手続を規定しております。現行の一時差止通知書におきましては、処分に対する不服申立ができる旨を規定しておりますが、この規定を審査請求に変更するため、本文の4行目以降を改正しているものでございます。

また、不服申立の際は60日以内ということでしたけれども、審査請求に関しましては、先ほどもご説明がありましたとおり3カ月ということまで期間が延長しているものでございます。

続きまして、第48号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による平成28年4月1日施行の改正地方公務員法に基づきまして、等級別基準職務表を条例で規定すること及び分限降給制度を導入することに伴う所要の改正を行うため、この規則案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、2ページ、3ページの新旧対照表をお開きください。

現行で、規則の第1条におきまして、給与に関する条例の第6条第3項を引用し、第3条及び別表第1におきまして、級別標準職務を定めておりますが、これらは給与に関する条例で、職務の分類基準を教育委員会規則で定めると規定していたことによるものでした。改正後の地方公務員法におきましては、この等級別基準職務表を条例で定めることが義務づけられましたため、既に給与に関する条例に等級別基準職務表を定める改

正が北区議会で可決いたしました。このことを受けまして、規則での規定が不要となったため、このたび、第1条、第3条及び別表第1を削除するものでございます。

また、加えまして第15条についてでございますが、現行で削除しているものですが、そこに新たに分限降給制度を北区で導入することに伴いまして、降格と降給が同日に行われる際の号給について規定を追加したものでございます。

続きまして、第49号議案「学校職員服務取扱規程の一部改正」について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴う規定整備を行うとともに、職員の服務規程の規定との整合性を確保する所要の改正を行うため、この訓令案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、3ページ、新旧対照表をごらんください。

まず、10条についてでございます。現行ではハラスメントの事由を限定しておりますが、北区の職員の服務規程では、いわゆるパワーハラスメントについても禁止する旨を規定しております。このことから、見出しを変更いたしまして、第10条2項として、パワーハラスメントの禁止規定を追加したものでございます。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条におきまして、行政機関等が障害者への権利利益の侵害をしてはならない旨を規定しており、この規程に基づきまして、第10条の2として、新たに規定を追加したものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

第1号様式、第2号様式で定めております職員証についてでございます。現行では職員証に住所及び職を記載することになっておりますが、北区の職員の服務規程におきましては、これらを記載していないことから、整合性を確保するために、今回、記載を変更するものでございます。

なお、職員証は所属移動に伴って作成されておきまして、改正前に作成された職員証は継続して使用できることとなっております。

また、現在、残存している記入前の職員証についても継続して使用できるものとなっております。

続きまして、第50号議案「東京都北区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による平成28年4月1日施行の改正地方公務員法に基づきまして、所要の改正を行うため、この規則案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、2ページの新旧対照表をごらんください。

規則の第2条第2項におきまして、地方公務員法第40条第1項を引用しておりますが、改正後の地方公務員法におきまして、この第40条第1項が削除されます。したがって、この規則につきましても、第40条第1項という、その引用の部分を外させていただくというものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

|        |   |
|--------|---|
| 清正教育長  | <p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>  |
| 清正教育長  | <p>ありがとうございます。それでは、特に、反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 清正教育長  | <p>ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。</p> <p>次に、日程第37、第51号議案「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 教育政策課長 | 教育長   |
| 清正教育長  | 教育政策課長  |
| 教育政策課長 | <p>第51号議案の説明に入ります前に、まことに恐縮です。説明をしている間に3件ほど資料の訂正をお願いする項目が出てまいりました。たびたび重ねてそうしたものが出てまいりまして、本当に申しわけございません。</p> <p>まず、第25号議案でございます。第25号議案をおめくりいただきますと、1ページの真ん中、付則の前ところに本則中、次長を部長に改めるとなっております。先ほど、新旧対照表で説明させていただきましたので、こちらのほうは直接説明しておりませんが、新旧対照表を見ていただくとおわかりのように、教育振興部長でございます。部長ではなくて教育振興部長に改めるということで、「教育振興」が抜けております。これが1点目でございます。申しわけございません。</p> <p>続きまして2点目は、第41号議案を1ページお開きいただきますと、非常にこの規則名が長い内容となっておりますが、次の「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の」の次に、小さな「っ」がついております。申しわけございません、こちらも削除していただきたいと存じます。</p> <p>ただいま、教育指導課長からご説明をさせていただきました49号議案でございます。こちらにつきましては、3ページの新旧対照表でございます。改正後の第10条の2の第2項、「職員は、障害者差別解消法第七条第二項の規定に基づき、社会的障壁」の「社」が抜けております。「会的障壁の除去」となっております。もう一度申し上げます。第10条の2第2項のところ、後ろから2行目になります、行数でいきますと。職員は云々のところ、「社会的障壁の除去」の「社」が抜けております。たびたび重ねての訂正でございます。それも説明の最中等で確認が十分でなかったということで、本</p> |

当におわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、第51号議案について説明させていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事についてでございます。

おめくりいただきますと、それぞれ部長級から以下教育委員会の事務局職員課長級以上の人事ということで、新たな子ども未来部の課長級以上の職員も含めましてお示しをさせていただきますいております。

上段が新しい教育委員会での職、それから氏名、現在の職、備考等という内容となっております。

以上、ご説明とさせていただきます。

清正教育長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に、反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第38、第52号議案「東京都北区立幼稚園長の人事について」議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私から東京都北区立幼稚園長の人事について、ご説明を申し上げます。

1枚おめくりください。

じゅうじょうなかはら幼稚園長として、西澤園長が着任いたします。以前、北区のほうにおりまして、これまで港区のほうで交流ということで出ておりましたが、このたび、派遣が終了いたしまして転入として戻ってくるものでございます。

また、ほりふな幼稚園長、うめのき幼稚園長、たきさん幼稚園長については、以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またご意見はございますで

しょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

では、ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。

日程第39、報告第15号、「西浮間小学校における「くい工事」の安全確認について」、事務局から説明をお願いします。

学校改築施設  
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設  
管理課長

それでは、西浮間小学校における「くい工事」の安全確認について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに1番の要旨でございます。

平成20年4月に開設いたしました区立西浮間小学校の新校舎について、建設工事の際の基礎ぐいに係るデータ流用が行われていたことが発覚いたしました。このことを受けまして、国の示す確認手順により、同校舎の安全性を調査したところ、安全であることが確認されましたので、ご報告させていただきます。

2番の経過でございます。

昨年来、横浜市のマンションにおける基礎ぐいに係るデータの流用や、その後、相次いで全国的に発覚いたしました同様の事象により、建築物の安全性の確認の部分が非常に疑われることとなってございました。

北区では、これらの事象を重く受けとめまして、公共施設における区民の安全性を確保するため、過去10年間に新增築しました建築物について、改築校については全てに当たりますけれども、施行記録の確認を進めてきたところでございます。

その結果、一番初めに改築をいたしました西浮間小学校の校舎新築工事において、横浜市と同様のデータ流用が一部、実際には、ぐいの総数でいいますと110本分の2本で行われていたことが判明いたしました。

3番の安全性の確認でございます。

事件発覚以降に国が示しました「くい」が支持層に到達していることを確認する方法、アスタリスクでお示ししていますが、下の小さい字のところでございます。工事の



際に使用した「くい」の長さやセメントの量が記録された「施工記録」による確認と、現地に赴きましてのひび割れ、傾き等のふぐあいが無いことの確認。これらの調査をしたところ、データ流用が行われたくいについては、いずれも支持層まで到達していることを確認し、西浮間小学校の校舎については、安全上、全く問題がないことを確認したところでございます。

4番としまして周知でございます。

3月24日付でプレス発表を行いまして、区のホームページ等で公開してございます。また、同日付で、西浮間小学校の保護者向けに学校を通じましてお知らせ、裏面になりますが、こちらを配布して、安全であることのお知らせをさせていただいてございます。

報告は以上でございます。

清正教育長

ご説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

内容的にはとても安心してよかったなというふうに思っておりますが、この保護者あての文章の中で、これは私の個人的な感想ですけども、下に波線が引かれている箇所が2カ所ございますね。これは安全でしたよということを保護者の方に示すために線を引かれて強調されていると思いますが、これは、やはり出す側の意図であって。例えば、くい総数110本のうちの2本というのも、あったことはあったわけですから、読み手にとってはそれもやはりあったんじゃないかということには、なると思うんですね。ですから、このように波線を引くというのも、以外と難しいのではないかと。伝えたい側の意図であって、読み手はどこをどう重要とするかということもあるので、私はよくよく考えて、こういうことを扱うほうがいいのかという感想を持ちました。以上です。

清正教育長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第40、報告第16号、平成27年度親子きずなづくり事業の実施結果について、事務局から説明をお願いします。

学校地域連携

教育長

担当課長

清正教育長

学校地域連携担当課長

学校地域連携  
担当課長

それでは、平成27年度親子きずなづくり事業の実施結果につきまして、ご報告させていただきます。

1枚めぐりいただきまして、概要をごらんいただきたいと思います。

昨年、策定いたしました「北区教育ビジョン2015」では、「家庭教育力の向上プログラム」というものを事業計画化いたしました。その一環といたしまして、各家庭を単位として、子どもたちがよりよい生活習慣を培えるように「親子きずなづくり」の事業を実施いたしましたので、その結果をご報告するものでございます。

2の実施結果でございます。

一つ目、親子きずなづくり講演会「ペップトーク」を2回、お示しのとおり開催させていただきました。

また、二つ目といたしまして、親子きずなづくり事業「ステップ・バイ・ステップ」といたしまして、単位PTA向けのモデル事業として取り組んだものでございますが、お示しの4校、また、対象事業等につきまして実施させていただいたものでございます。

別添といたしまして、「より確かな親子のきずなづくり」をめざしてという資料を添付させていただきましたので、そちらのほうを簡単にご説明させていただきたいと思っております。

こちらの1ページ目をごらんいただきたいと思います。

この、よりよい親子のきずなづくりをめざしてということで、取り組みの方針といたしまして、一つ目、家庭での親子の取り組みについてということで方針を考えさせていただいております。

まず、子どもにつきましては、自分で考え、目標を立て、実践し、自己評価する。親は、それを見守り、支え、励まして積極的評価とともに歩むというような方針を掲げさせていただきます。

1ページの一つ目の丸印のところでございますが、子どもの主体的な取り組みを中心に、親が見守り育て、激励・評価を繰り返しながら発展的な活動に展開していくことを目指したものでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。

一番上の丸のところですが、家族や親子が支え合う豊かな人間関係が醸成されること。二つ目の丸としまして、子どもは自己理解を深め、目標を立てて主体的に取り組んでいくこと。また、三つ目の丸で、学校や教員にも、またPTAの組織にも負担をかけないでやっていくことというもので事業を進めさせていただいたものでございます。

恐れ入りますが、5ページまでお進みいただきたいと思います。

先ほど資料でお示しさせていただきました4校の全部の集計の結果となっております。

こちらのほうですが、まず、今回の子どもがどういった目標を立てられるかというこ

とで、自分で決めたとか、親と相談して決めたとか、そういったものを分析したものでございます。ほとんどが自分自身で決められている割合が学年を進むに従って確実に増加している傾向が見られるということがわかってまいりました。

二つ目の「めあて」の設定と自己評価ですが、自分で目標を立てたことについて、どうしてその目標を立てたのかということの分析でございます。6ページのほうをごらんいただきますと、自分が頑張ればできそうなことということを立てていることが多かったということになっております。

3番目といたしまして、次回、こういったことをやったときに、その「めあて」を自分で決められますかということの質問に対して、次回は、ほとんどが自分で決められる。また、親と相談して決めていきたいというような分析結果となっております。

4番目、5番目につきましては、保護者が子どもの頑張りに対してどういうふうな評価をしているかというような分析結果となっております。5番目につきましては、今回の取り組みにおきまして親子のふれあい時間がふえたと感じられる人がどうなのかということで分析させていただきまして、「大変増えた」、「まあまあ増えた」が65%近くというような結果となっております。

恐れ入りますが、もう一度2ページまでお戻りいただきたいと思っております。

こちらのほうがステップ・バイ・ステップという形で、子どもと親子の取り組みをしたものでございます。

二つ目としまして、ペップトーク、講演会についてでございます。

このペップトークにつきましては、岩崎由純講師を招きまして、2回の講演会を行わせていただいております。

一番下のところですが、参加者からの感想につきましては、8ページから11ページまでに掲載させていただいておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

また、3ページの2番でございますが、27年度の取り組みについてはお示しのとおりでございます。試行をした学校に説明を行いながら、各校の取り組みを行いまして、12月ぐらいにまとめをいたしまして、今回、ご報告させていただくものでございます。

3番のまとめと今後の課題でございます。

今回、実施いたしましていろいろわかってきたこともございますが、下段の二つ目の段落のところですけれども、いろんな生活様式や価値観が多様化している中で、こうあるべきということで尺度を示しても、各家庭では困難を感じるということだとわかってまいりました。この現実を原点に位置づけまして、今、家庭でできることから始めるというスタンスが必要であろうということが見えてまいりました。与えられることではなくて、自分で考え、物事に組み込んでいく習慣づくりを学校でも家庭でも十分されてきたとは言えないということが課題として挙げられております。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

こうしたことで、この中でこの取り組みを繰り返して、習慣してきたときに効果が出てくるものだというので、成果を急ぐこともなく、一步一步進めていければなということとまとめさせていただいたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

清正教育長 報告ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第41、報告第17号「平成28年度・29年度北区スポーツ推進委員委嘱者の追加」について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興課長 教育長

清正教育長 生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長 せんだって、3月9日の教育委員会にてご報告いたしました、次期のスポーツ推進委員の委嘱につきまして、追加がございましたので、報告をさせていただきます。

なお、本件の追加によりまして、青少年地区委員会未選出の地区が解消されました。

委嘱者の追加後の状況でございますが、青少年地区委員会が30名、小学校体育会、中学校体育会が各1名、北区体育協会が3名、教育委員会推薦が2名、公募が12名ということで、計49名でございます。

委嘱者の状況でございますが、男性が34名、女性が15名ということで、平均年齢は50.8歳ということになりました。

委嘱の期間につきましては、以前お示ししたとおり、平成30年3月31日までということでございます。

私からは以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、ご意見等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ご質疑、ご意見等はなさそうですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第42、報告第18号「滝野川第六小学校・紅葉小学校統合推進委員会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

学校適正配置 教育長

|            |  |
|------------|--|
| 担当課長       |  |
| 清正教育長      | 学校適正配置担当課長   |
| 学校配置適正担当課長 | <p>それでは、滝野川第六小学校・紅葉小学校統合推進委員会の設置につきまして、ご報告をさせていただきます。</p> <p>おめくりいただきまして、1の要旨でございます。</p> <p>北区立学校第十次適正配置方針（一部改定）に基づきまして、平成29年4月の滝野川第六小学校と紅葉小学校の円滑な統合に向けまして、両校の関係者による滝野川第六小学校・紅葉小学校統合推進委員会を平成28年3月15日に設置をいたしまして、第1回の委員会を開催したところでございます。</p> <p>なお、統合推進委員会の下には、校名等検討部会、施設等検討部会を設置いたしまして、具体的な検討に着手する予定でございます。</p> <p>2の統合推進委員会の協議事項でございます。</p> <p>校名、校歌、校章、また通学路の安全対策、施設修繕、指定用品について協議をしてまいります。</p> <p>3の委員の構成でございます。</p> <p>町会・自治会等の推薦委員が4名、PTAの推薦委員が12名、小学校から校長・副校長が各1名ずつということで、合計20名での構成となっております。</p> <p>4の今後の予定でございますが、4月12日に校名等検討部会、4月26日に施設等検討部会の第1回目を開催いたしまして、これ以降、統合推進委員会や各部会を適宜開催いたしまして、合意形成を図り、29年4月の開設に向けていく予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 清正教育長      | 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。  |
| 檜垣委員       | 教育長  |
| 清正教育長      | 檜垣委員   |
| 檜垣委員       | ご説明ありがとうございます。委員会の構成員について、できれば教えていただければと思います。20名なので、後ほど示していただければと思いますけれども。読み上げるというよりも、表があると思いますので。   |
| 学校適正配置担当課長 | 教育長  |
| 清正教育長      | 学校適正配置担当課長   |

|                |   |
|----------------|---|
| 学校適正配置<br>担当課長 | 委員名簿のほうが出てございますので、後ほど、委員の皆様へ配付させていただいた<br>かと思っております。  |
| 清正教育長          | ほかにかがでしょうか。<br><br>(質疑・意見なし)  |
| 清正教育長          | それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了させていた<br>だきます。<br>次に、日程第43、報告第19号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局<br>から説明をお願いします。   |
| 教育政策課長         | 教育長   |
| 清正教育長          | 教育政策課長  |
| 教育政策課長         | 後援・共催事業に関します報告でございます。<br>今回は、名義使用承認報告が7件、事業実績報告24件となっております。<br>1ページをお開きいただきたいと存じます。<br>1件目でございます。きたく子ども劇場観賞例会、平成28年度前期でございます。<br>お示しのとおりでございます。<br>2件目、きたく子ども劇場あそび表現活動、同じく平成28年度前期でございます。<br>こちらもお示しのとおりでございます。<br>おめくりいただきまして、3件目でございます。第30回記念現代日墨展、お示し<br>のとおりでございます。<br>4件目、第17回新大正琴チャリティコンサート（東日本大震災復興支援）というも<br>のがついております。こちらもお示しのとおりでございます。<br>5件目、JOCスポーツアカデミー事業JOCエリートアカデミーということで、こ<br>の1年間にわたりましてのさまざまな事業等でございます。<br>6件目でございます。第18回トロンボーンアカデミー&フェスティバルというこ<br>とで、お示しのとおり日程で行われます。<br>最後、7件目でございます。星美学園短期大学日伊総合研究所公開講演会「イタリア<br>の芸術とフロイトの精神分析～その隠れた関係」ということで、7月30日に星美学園<br>短期大学の講義室で行われます。<br>4ページ以下は、事業実績報告でございますので、ご高覧賜りたいと存じます。<br>以上でございます。 |
| 清正教育長          | ご説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑、ご意見はございませ<br>うか。   |

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特にご意見等はないと思いますので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。